

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	8 件

長野国民年金 事案 638

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 52 年 3 月まで
申立期間の国民年金保険料については、両親が納付していたはずであるにもかかわらず、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 2 年と短期間であり、申立人は、昭和 49 年 8 月の国民年金被保険者資格取得以降、申立期間を除き、現在に至るまでの国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたとするその両親は、共に国民年金制度発足当初から 60 歳に至るまで、現年度納付に加えて過年度納付及び特例納付制度を利用し、国民年金加入期間について未納は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から4年5月26日まで
社会保険事務所から連絡があり初めて知ったが、申立期間の標準報酬月額が、41万円から8万円に引き下げられているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人が勤務していたA社は、平成4年5月26日に厚生年金保険の適用事業所を全喪しており、その後の同年10月8日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録が41万円から8万円に、遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本によると、申立人の夫が当該事業所の代表取締役であるが、申立人は、申立期間及びその前後において役員でないことが確認できる上、複数の元社員は、「申立人は、事務全般の責任者ではあったものの、決定権は無かったと思う。」と証言していることから、申立人は、社会保険事務に係る権限を有していなかったと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当該引下げ訂正前の41万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月 1 日から 56 年 5 月 21 日まで
A社に勤めていた時の標準報酬月額が、昭和 55 年 4 月に、それまでの 24 万円から 15 万円に引き下げられている。
申立期間に給与が減額されたことは無く、保険料も従前の額がそのまま控除されていたと思うので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、24万円と記録されていたところ、訂正の届出が行われた時期は不明であるが、昭和 55 年 4 月 1 日から 7 等級下位の 15 万円に引き下げられたことが確認できる。

また、A社においては、事業主を含む他の被保険者 5 名についても、申立人と同様に、昭和 55 年 4 月 1 日から、標準報酬月額がそれぞれ 4 等級から 7 等級引き下げられていることが確認できる。

しかし、雇用保険の記録によると、申立人の離職時（昭和 56 年 5 月）における賃金日額は 9,666 円（月額 28 万 9,980 円）であったことが確認できる上、当該事業所の元取締役は、「会社の経営は苦しかったが、社員の給与額が大幅に減ったということ聞いたことは無い。」と証言していることから、申立期間について、実際に給与が減額されたとは考え難く、当該訂正処理が事実即した処理であった事情は見当たらない。

また、事業主の標準報酬月額は、当該事業所の全喪日（昭和 56 年 7 月 31 日）後の同年 8 月 1 日付けで、55 年 4 月 1 日にさかのぼって 20 万円から 7 万 2,000 円に減額訂正されたことが確認できることから、申立人及び他の被保険者 5 名についても、同時期の標準報酬月額が訂正されていることから、事業主と

同様の処理が行われたものと認められる。

さらに、昭和 55 年の健康保険厚生年金保険報酬月額算定基礎届について、同年 10 月には標準報酬月額等級表が改定されている上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の算定処理済年月日欄には、同年の算定基礎届を処理したことを示す「55 年算定完了」の表示がされているにもかかわらず、各被保険者の標準報酬月額欄にはそれに伴う標準報酬月額の記載が無く、申立人以外の被保険者については、電算記録にもその記録が無いなど、社会保険庁の記録管理にも不自然な点が見受けられる。

これらを総合的に判断すると、昭和 55 年 4 月の標準報酬月額の減額訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、かかる処理を行う合理的理由は無いことから、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 24 万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年4月13日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、21年1月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月13日から21年1月1日まで

昭和20年3月にA高等学校B科を卒業し、戦時中のため学校の指示で4月にC社D製造所（その後は、E社F事業所）のG課（潜水艦の探知機の設計）に就職した。20年4月の空襲でD製造所が被災し、同年6月にH県内に事業所が疎開し同年12月まで勤務したので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、「昭和20年4月13日にB社の社員寮に入寮した日の夜に米軍機による空襲警報を聞いた。同年同月*日にC製造所が空襲により被災し、同年6月に同製造所が疎開し同年12月まで勤務した。」と説明している内容は、社史及び文献の内容とおおむね一致しており、申立人は申立期間において同事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、「入社時に定期券大のカードを会社から受け取っており、給与として45円が支給され厚生年金保険料が控除されていた。」と説明しているところ、申立期間当時の厚生年金保険の被保険者証は、定期券大であることが確認できる上、申立期間同時に資格を取得した申立人と同年代の者の厚生年金保険の標準報酬月額は、おおむね50円（45円以上55円未満）であり、申立人の説明内容と一致していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

一方、C社D製造所の被保険者については、E社の社史により確認できた当時の従業員数と現存する被保険者名簿に記録された人数に相当の相違があり、また、当該被保険者名簿において、厚生年金保険の記号番号と資格取得日が大幅に前後していることが確認できることから、当時の被保険者名簿は、戦災により滅失し、現存する被保険者名簿は後日復元されたものと考えられ、復元の際に申立人の記録が欠落している可能性が高いと考えられる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の滅失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な滅失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、現存する被保険者名簿は、戦災により名簿が滅失した後に書き加えられた可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和20年4月13日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時は保険出張所）に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は21年1月1日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が滅失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立期間①に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額を19万円に訂正することが必要である。

また、申立人のB社における資格喪失日は、平成6年3月7日であると認められることから、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間③の標準報酬月額については、14万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年10月1日から4年1月21日まで
② 平成4年1月21日から同年9月30日まで
③ 平成4年9月30日から6年3月7日まで

申立期間において、給与手取り額18万円にて継続勤務していたにもかかわらず、申立期間①については、標準報酬月額が19万円から14万2,000円に引き下げられ、申立期間②については、当初から14万2,000円となっている。また、申立期間③については、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

各申立期間を適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険庁の記録によると、申立期間に係る申立人の標準報酬月額は、当初、19万円と記録されているところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成4年2月21日）の後の4年3月26日付けで、2年10月1日にさかのぼって14万2,000円に訂正されていることが確認できる。

また、A社では、申立人以外の社員に対し、申立人と同様な標準報酬月額の訂正処理が行われていることが確認できるが、申立期間当時の経理担当の場合、自身が所持する平成3年分の源泉徴収票における同人の社会保険料控除額は、遡及訂正前の標準報酬月額を基に算出した健康保険料及び厚生年金保険料を上回る額が控除されていることが確認できるところ、標

準報酬月額の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の標準報酬月額^①の訂正処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立期間①に係る申立人の標準報酬月額は、当初記録されていた19万円に訂正することが必要であると認められる。

- 2 申立期間③については、社会保険庁の記録によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、申立てに係るB社（A社のグループ会社）が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成4年9月30日）の後の6年3月7日付けで、4年9月30日にさかのぼって処理されていることが確認できる。

また、元事業主は、「平成元年に申立人が経営していた施設を当社が買い上げ、申立人は現地で当社社員として同施設が競売となる直前まで継続して勤務していた。」と証言しており、同施設は平成15年*月*日に競売により所有権の移転登記がされていることが不動産登記簿から確認できることから、申立人は、A社及びそのグループ会社に継続して勤務（平成6年3月7日にB社からC社に異動）していたものと推認できる。

さらに、B社は、申立人以外の社員に対し、申立人と同様な厚生年金保険被保険者資格喪失日の遡^{そきゆう}及処理が行われていることが確認できるが、上記の経理担当の場合、同社に平成5年7月10日まで在籍し、厚生年金保険料が控除されていたと主張しており、自身が所持する平成5年分の源泉徴収票における同人の社会保険料控除額は、社会保険庁で記録されている標準報酬月額を基に、5年7月10日まで在籍していたとして算出した健康保険料及び厚生年金保険料に近い額が控除されていることが推認できるところ、資格喪失日の遡^{そきゆう}及処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失日の遡^{そきゆう}及処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立期間③に係る申立人の資格喪失日は、平成6年3月7日であると認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、平成4年8月の社会保険庁の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

- 3 申立期間②については、申立人自身の給与明細書等が無く、上記の経理担当が所持する平成4年分の源泉徴収票における同人の社会保険料控除額は、社会保険庁の記録から算出した健康保険料及び厚生年金保険料とおおむね一致していることが確認できる上、このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 8 月から 56 年 3 月までの期間及び 57 年 7 月から 61 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 8 月から 56 年 3 月まで
② 昭和 57 年 7 月から 61 年 1 月まで

20 歳のころに国民年金に加入し、そのころは国民年金保険料を納付できなかったが、10 年後ぐらいに社会保険事務所から、「当時の保険料額で納付できるので納付しないか。」との電話があり、20 歳の時からの保険料をすべて納付したにもかかわらず、申立期間①が未納、申立期間②が納付免除とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、「10 年後ぐらいに社会保険事務所から、『当時の保険料額で納付できるので納付しないか。』との電話があり、納付した。」と主張していることから、免除期間の追納の申立てであると考えられるが、申立人に国民年金保険料の免除申請を行った記憶は無く、同期間については免除期間となっていないため、制度的に追納はできない。

また、申立人は、申立期間①の国民年金保険料について、「月額 3,300 円の時から納付し始めた。」と主張しているが、この金額は、昭和 53 年 8 月当時の保険料額と相違する。

さらに、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、昭和 56 年 4 月から 57 年 6 月までの国民年金保険料について、納付免除であったものを追納していることが確認できることから、56 年 4 月から同年 6 月までの保険料の追納日は不明であるが、56 年 7 月から同年 9 月までの保険料の追納日が 62 年 6 月 5 日であること等が確認できることから、申立人の「10 年後ぐらいに納付した。」との記憶は、上記の追納のことであることが考えられる。

2 申立期間②については、申立人は、「A市へ来てから2回まとめて納めた。1回目は20万円ぐらいで、2回目は16万円ぐらいであり、2年続けて納めた。」と主張しているところ、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は平成8年2月20日に、昭和61年2月から62年3月までの国民年金保険料13万7,440円を追納していることが確認できることから、当該追納が申立人の主張する2回目の納付であると推測されるため、申立期間②については、「平成7年ごろに、20万円ぐらいを納付した。」との主張となると考えられるが、同金額は申立期間②の保険料額と相違する上、7年1月の時点においても、申立期間②のうち、昭和57年7月から59年12月までの保険料については、時効により追納することができない。

また、上記のとおり、申立人は、平成8年2月20日に、同時点で追納することが可能な限度である昭和61年2月から62年3月までの国民年金保険料を追納していることが確認でき、平成8年2月の時点において、申立期間②の保険料については、時効により追納することができない。

3 加えて、申立人が申立期間①及び②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月 1 日から 4 年 5 月 26 日まで
社会保険事務所から連絡があり初めて知ったが、申立期間の標準報酬月額が 53 万円から 8 万円に引き下げられているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、A社は、平成 4 年 5 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所を全喪しており、その後の同年 10 月 8 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録が 53 万円から 8 万円に、遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

しかし、商業登記簿謄本によると、申立期間及びそれ以後の平成 8 年 6 月 1 日までは、申立人は当該事業所の代表取締役であることが確認できる。

また、元社員は、「申立期間当時、保険料納付の催促に来た社会保険事務所職員に対し、申立人は手形を切っていた。」と証言している上、申立人が行方を知られないようにしていたとする全喪日以後について、複数の元社員は、「倒産後、鍵が掛けられ事務所の中に入ることができず、何もできなかった。倒産後、会社の印鑑が押された書類があちこちから出て来た。」と証言していることから、申立人以外の者が当該訂正処理に関与していたとは考え難く、申立人の同意を得ずに、社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたとも考え難いことから、申立人が自身の標準報酬月額の訂正に関与していたものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の訂正処理の無効を主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 1 日から 34 年 1 月 1 日まで
平成 21 年 2 月ごろ社会保険事務所で、脱退手当金の支給記録があることを知った。脱退手当金の請求及び受領の記憶は全く無いので、この支給記録を取り消し、年金額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社（現在は、B社）の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後3ページに記載されている女性77名のうち、申立人の資格喪失日である昭和34年1月1日の前後1年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている女性22名（申立人を含む。）の脱退手当金の支給記録を調査したところ、20名について脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和34年3月11日に支給決定が行われているほか、厚生年金保険被保険者台帳には、同年1月26日に脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 5 月 25 日から 10 年 5 月 25 日まで
A社に平成 9 年 9 月から 1 年半住み込みで働いていたのに、厚生年金保険の被保険者期間が 6 か月しかないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び事業主の回答により、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業主は、「平成 9 年 5 月から申立人を雇用したが、当初、申立人は、給与手取額が少なくなるとして社会保険等の加入を拒否していたが、その後、1 年を経過したため社会保険の資格取得を行った。関係書類を廃棄しているため、手続後も社会保険料を給与から控除していたかどうかは分からない。」と回答しているところ、申立人は、「給与から保険料の控除はなかった。会社から何も聞いていないので、社会保険関係の手続が行われていたことも知らない。」と供述している。

また、申立人が所持している平成 10 年 11 月分の給与支払明細書によると、給与から厚生年金保険料を含め何も控除されていないことが確認できる。

さらに、申立期間において、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 2 月 26 日から 15 年 2 月 1 日まで

A社に勤務していた平成 5 年 2 月から 15 年 1 月までの標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりもかなり低い額で記録されていることが分かった。

申立期間の標準報酬月額を実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する預金通帳に記載された給与振込額（平成 11 年 5 月から 12 年 6 月振込分）及び所得及び課税額証明書（平成 14 年分）に記載された給与収入額により、申立人は、申立期間の一部において社会保険事務所に記録されている標準報酬月額を上回る給与を支給されていたことが確認できる。

しかし、当該証明書における社会保険料控除額は、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額に基づいて算出した社会保険料額とほぼ一致する上、申立期間当時の元同僚の給与明細書においても、厚生年金保険料の控除額は、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額に基づいて算出した厚生年金保険料額と一致していることが確認できることから、申立期間について、事業主は、社会保険事務所に記録された標準報酬月額に基づく保険料を申立人の給与から控除していたものと推認できる。

また、A社の社会保険事務を受託していた社会保険労務士が保管する健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書により、当該事業所は、社会保険事務所の記録している標準報酬月額に見合う報酬月額を届け出ていることが確認できる。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月 1 日から 52 年 8 月 15 日まで
昭和 51 年 6 月 22 日から 53 年 5 月 12 日まで A 社の B 建設工事に従事した。
申立期間を含む全期間を通して当該工事現場に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人のパスポート、申立期間当時申立人が家族にあてた書簡及び元上司と元同僚の証言から、申立人は、申立期間及びその前後の期間において、A 社 C 部に所属し、B 建設工事に継続して従事していたことが推認できる。

しかし、社会保険庁の記録によると、申立人と同様に昭和 51 年 6 月に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚 28 名のうち、11 名が同年 8 月 1 日に被保険者資格を喪失し、そのうち 5 名が 52 年 8 月 15 日に被保険者資格を再取得しているところ、これらの記録は、当該事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び被保険者資格喪失確認通知書により確認できる被保険者資格の得喪に係る当該事業所の届出内容と一致していることから、当該事業所においては、申立期間当時、一部の従業員について、厚生年金保険の資格を喪失させていたことがうかがえる。

また、元同僚からは、「申立期間当時、給与の額をめぐって会社側と従業員側でトラブルがあった。」との証言が得られたところ、申立人は、「着工後しばらくして、工事責任者から年金加入をやめるとの発言があり、一部の従業員が反発した。」と供述している。

さらに、社会保険事務所の特異台帳（マイクロフィルム）から、申立人は、昭和 52 年 12 月ごろ、厚生年金保険の被保険者資格を再取得した同年 8 月 15

日にさかのぼって国民年金被保険者資格の喪失手続きを行い、既に納付済みであった同年8月及び9月分の国民年金保険料の還付を受けていることが確認できる。

加えて、当該事業所は、申立期間に係る給与関係書類を廃棄済みである上、申立人も給与明細書等の資料を所持していないため、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除については不明である。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月 1 日から 43 年 1 月 1 日まで
昭和 37 年に A 社へ入社し、同時期に当該事業所が B 県に移転したため一緒に移動し、42 年末まで同所に住み込みで勤務していたので、申立期間が厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の複数の元同僚の証言から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該元同僚からは、当該事業所における申立人の具体的な在職期間についての証言は得ることができない。

また、当該事業所は、昭和 51 年 4 月 29 日に全喪しているところ、元事業主は所在不明で証言を得ることができず、申立期間当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）についての所在も不明であることから、申立人の申立期間の勤務実態は確認できない上、社会保険庁の記録によると、申立人が当時一緒に勤務していたとする元同僚の中には、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない者が複数いることから、当該事業所においては、当時、一部の従業員について厚生年金保険の被保険者資格取得手続を行わなかったことがうかがえる。

さらに、社会保険庁の記録によると、当該事業所は、申立期間のうち、昭和 37 年 10 月 1 日から 38 年 4 月 1 日までの期間を C 社として、39 年 12 月 1 日から 51 年 4 月 29 日までの期間を A 社として厚生年金保険の適用事業所とされていることが確認できるものの、この間の 38 年 4 月 1 日から 39 年 12 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶はない上、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月 6 日から 57 年 10 月 1 日まで

A社へは、昭和 52 年 7 月から平成 12 年 2 月まで勤務したが、年金の加入記録を調べたところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

勤務中、給与から厚生年金保険料を引かれていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元上司及び元同僚の証言から、申立人は、申立期間についてA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、当該事業所における申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立期間後の昭和 57 年 10 月 1 日とされており、これは雇用保険の被保険者記録と一致している。

また、当該元上司及び元同僚は、「申立人は、申立期間中は臨時採用であった。」と証言しているところ、当該事業所の社会保険事務担当者は、「臨時採用の従業員は厚生年金保険に加入させていなかった。申立人についても、申立期間は厚生年金保険の被保険者資格を取得させていないし、保険料も控除していない。申立人自身も、保険料を給与から控除されるのを嫌がり、厚生年金保険への加入を希望しなかったと思う。」旨証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 2 月 1 日から 62 年 12 月 1 日まで
② 昭和 63 年 5 月 1 日から平成 3 年 11 月 1 日まで

申立期間当時、実子の病気の治療が必要となり、A県内での治療が困難なため、治療のため上京した。B社には、昭和 61 年 2 月に入社し平成 3 年 10 月末日まで勤務した。昭和 61 年 5 月ごろからは、C組合の健康保険証を使用していた。厚生年金保険と健康保険は同時加入であると思っていたが、社会保険庁の厚生年金保険の記録では 62 年 12 月 1 日から 63 年 5 月 1 日までの 5 か月間となっており、勤務していた期間はそんなに短かったとは思えないので、申立期間についての厚生年金保険の被保険者期間を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人がB社に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定するまでの具体的な証言は得られない。

また、申立人は、「昭和 61 年 5 月ごろから退職するまでC組合の健康保険証を使用しており、厚生年金保険と健康保険は同時加入であると思っていた。」と証言しているところ、当該事業所が同組合に加入したのは 62 年 7 月 1 日である上、同組合は、「平成元年 4 月 1 日より前に資格を喪失した者については記録が保存されておらず、申立人の被保険者記録が確認できない。」と証言していることから、申立人は申立期間②の途中である同年 4 月 1 日より前に同組合での資格を喪失した可能性が高い。

さらに、申立人の雇用保険の記録では、昭和 62 年 12 月 1 日に取得、63 年 4 月 30 日に離職しており、その資格取得日及び離職日は厚生年金保険の資格取得日及び喪失日と一致している。

加えて、当該事業所は既に全喪しており、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は無い上、このほか、申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。